

山梨県公報

号外第三十三号

令和五年

七月十八日

火曜日

目次

訓令

○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一

訓令

山梨県訓令第十二号

本 出 先 機 関
庁 庫 機 関

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「主任者」を「者(以下「主任者」という。)」に改める。

第十八条第一項中「ときは、」の下に「法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、当該意思決定のための審査に必要な文書等(以下この条及び第二十条第九項において「添付文書」という。)」を添付して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による起案をする場合において、添付文書が文書又は図画であるときは、当該添付文書をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付文書は、文書管理システムにより作成し出力した添付文書管理票(第三号様式)に添付するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記

録の作成のために多大な作業を要するものとして行政経営管理課長が別に定める場合に該当する場合

二 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二十二條第一項の規定による支出負担行為の、同規則第六十三條第一項の規定による支出命令書、同規則第四百四十六條第一項の規定による物品要求書若しくは同規則第五百五十八條第一項の規定による物品修繕要求書である場合又はこれらの文書に添付する文書である場合であつて、円滑な事務処理のため紙文書のまま回議することが合理的であるとして行政経営管理課長が別に定める場合に該当する場合

三 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第八項の特定個人情報という。第二十八条第三項第二号において同じ。)、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第十八条第四項中「第二項の」を「第一項の」に改め、同項第一号中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「審査を行う者若しくは決裁権限を有する者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「起案しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに意思決定が必要な場合」に改め、同項第四号中「第二項」を「第一項」に改める。

第十九条中「起案文書」を「起案した行政文書(以下「起案文書」という。)」に改める。

第二十二条第一項中「起案した行政文書(以下「起案文書」という。)」を「起案文書」に改め、同条第二項第二号中「(昭和三十九年山梨県規則第十一号)」を削り、同条第八項中「第十八条第二項」を「第十八条第一項」に改め、同項ただし書を削り、同条第十項中「紙文書である」を「第十八条第四項第一号又は第二号に規定する方法により作成された」に改める。

第二十八条第一項中「作成し」の下に「、法令に特別の定めがある場合を除き、文書管理システムにより、供覧する文書等(次項及び第三項において「添付文書」という。)」を添付して」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定による供覧をする場合において、添付文書が文書又は図画であるときは、当該添付文書をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、添付文書が次のいずれかに該当する場合には、当該添付文書は、文書管理システムにより作成し出力した供覧用紙(第十号様式)に添付する

ものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして行政経営管理課長が別に定める場合に該当する場合

二 特定個人情報、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネット及びインターネットに接続されている機器には接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含む場合

第二十八条第四項各号列記以外の部分中「第二項」を「第一項」に改め、同項第一号中「文書管理者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認め」を「供覧を受ける者が文書管理システムを使用できる環境にない場合又はシステム障害、災害等により文書管理システムが利用できず」に、「供覧しようとする行政文書が紙文書である場合」を「直ちに供覧する必要がある場合」に改め、同項第三号中「第二項の規定による」を「第一項に規定する」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「紙文書である」を「前項第一号に規定する方法により作成された」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第十三号様式及び第十四号様式を次のように改める。

第14号様式 (第36条関係)

課

年度 引継予定表一覧

No	年度	文書分類	ファイル名	ファイル副題	保存期間	引継申請	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

第二十号様式及び第二十一号様式を次のように改める。

第20号様式（第41条関係）

年度 廃棄予定表一覧

課

No	年度	文書分類	ファイル名	ファイル副題	保存期間	媒体種別	保存場所	処理状況	備考	保管所屬	
										保存の終期	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番